甲賀市社会福祉協議会

感染症対策指針

令和４年（2022 年）７月

社会福祉法人　甲賀市社会福祉協議会

信楽地域包括支援センター　・　ケアプランセンターしがらき
ケアプランセンターぬくもり　・　ケアプランセンターあい
デイサービスセンターすこやか荘　・　訪問看護ステーション
湯ステーション　・　ヘルパーステーションみなくち
ヘルパーステーションしがらき　・　ヘルパーステーションこうか
ヘルパーステーションつちやま

１．目的

利用者及び職員の感染症予防に努めるとともに、感染症が発生した場合は事業所内でのまん延を防止するための措置を講じ、利用者が安全で快適なサービス提供を受けられるよう、この「感染症対策指針」を定める。

２．基本方針

（１）全職員が一丸となって感染症の発生及びまん延の防止に努める。
（２）国内や県内、地域の感染症状況をよく把握し、全職員が感染症に罹患しない対策を講じる。
（３）感染症が発生した場合は、速やかに連絡・報告を行い、事業所内及び利用者へのまん延を最小限に抑える対策を実施する。
（４）指針や委員会での決定事項については、速やかに全職員に周知徹底させる。

３．　対策を実施する主な感染症

（１）インフルエンザウイルス
（２）胃腸炎ウイルス（ノロウイルス）
（３）新型コロナウイルス
（４）メチシリン耐性黄色ブドウ球菌（ＭＲＳＡ）
（５）疥癬
（６）国内でパンデミックが発生した新型ウイルス
（７）その他の感染（肝炎、結核など含む）

４．感染症の防止に向けた具体的な取り組み

（１）感染対策委員会の設置

・構成メンバー
在宅生活支援部長、看護職員、介護支援専門員、生活相談員、介護職員によって構成される。職種、人数は状況に応じて変更できる。

・開催頻度
概ね年２回とするが、必要に応じて臨時委員会を開催する。

・検討内容
① 感染症対策の立案・検証・修正
② 各事業所での感染症対策の実施状況の把握と評価
③ 職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
④ 感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

（２）指針・マニュアル等の整備・更新

・感染対策指針、感染対策マニュアル、事業継続計画を各事業所で整備し定期的に見直しを行う。

（３）感染症予防の徹底

・予防策の徹底と感染症に関する最新情報の把握

・利用者等への啓発

（４）感染症蔓延防止の徹底

・感染対策マニュアルを参照する

・職員の出勤停止

・産業医や保健所への相談、連絡

・サービス利用の調整、制限

（５）職員に対する研修・教育

・定期的な研修を年１回以上実施する

５．当該指針の閲覧

本指針は、利用者及び家族がいつでも閲覧することができる。

附　則

この要綱は、令和４年７月１日より施行する。